

小坪小学校区住民自治協議会規約

前文 本規約は別に定める「小坪小学校区住民自治協議会の基本理念」と「行政と協議会の関係における三原則」の精神を基に制定するものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「小坪小学校区住民自治協議会」（以下「本協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 本協議会は、小坪小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画（地域の特性や資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくるために地域で行われる取り組みの計画）を策定し、地域づくりに取り組むことを目的とする。

2 本協議会は、宗教活動、政治活動は一切行わない。

(地域)

第3条 本協議会の活動の対象地域は、小坪小学校区とする。

(事務所)

第4条 本協議会の事務所は、「小坪小学校区コミュニティセンター内（逗子市小坪5丁目21番17号）」に置く。

(役割)

第5条 本協議会は、次の役割を担う。

- (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行い、必要に応じて行政等との協働、調整を行う。
- (2) 本協議会の構成員・会員と連携、協働し、目的の実現に取り組む。
- (3) 構成員・会員からの意見・提案等の情報を収集し、構成員・会員に向けた情報発信を行う。
- (4) 構成員あるいは会員又は行政からの要請により、行政等との協働・調整を要する場合は、その窓口となる。

(事業)

第6条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力・減災力の向上に関する事業

- (3) 支え上手支えられ上手の心を育む事業
- (4) 地域の環境整備に関する事業
- (5) 地域づくり計画に基づく事業
- (6) その他基本理念に基づく事業

(構成員)

第7条 本協議会の構成員は、小坪小学校区に住む人、働く人、自治会・町内会、NPO・市民活動団体などで活動する各種団体及び企業等とする。

2 構成員は、本協議会の活動に参加することができる。

(組織)

第8条 本協議会は、総会、代表者会議、役員会及び部会をもって構成する。

第2章 会員

(会員の資格)

第9条 本協議会の会員は、小坪小学校区の自治会・町内会、各種団体及び企業等（反社会的勢力を除く）がその資格を有する。

2 前項で規定する会員となる団体等のいずれにも属さない者は、個人会員となることができる。

3 会員の代表者は、総会及び代表者会議に出席し、意見、提案、課題について述べるることができる。

(入会)

第10条 本協議会に入会する場合には、入会申込書を会長宛てに提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第11条 本協議会は、会費を集めることができる。

(退会)

第12条 会員は、本協議会を退会する場合には、理由を記した退会届を会長宛てに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体が解散したとき、又は小坪小学校区に住所を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

3 会員が本規約に違反したとき、その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したときは、役員会の承認を得て当該会員を除名することができる。

(準会員)

第13条 構成員のうち本協議会の活動を支援する者等は、準会員となることができる。

2 準会員は、総会における議決権を有しないものとする。

第3章 役員

(役員の種類別)

第14条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記
- (5) 会計
- (6) 理事 数名
- (7) 監事 2名

2 役員は、本協議会の会員の中から選任する。

役員候補者は、会員の推薦を受けた者等のうち、現行の役員会の承認を得た者によって構成する。

3 会長、副会長、事務局長、書記、会計、理事、及び監事は役員の間で互選をもって選任する。

(役員の設定)

第15条 役員会で承認された役員候補ならびにその役職は、総会において決定するものとする。

(役員の仕事)

第16条 本協議会の役員は、次の仕事にあたる。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、本協議会の事務全般を分掌する。
- (4) 書記は、会議録を作成する。
- (5) 会計は、本協議会の会計業務を担当する。
- (6) 理事は、会長、副会長を補佐し、本協議会の会務を分掌する。
- (7) 監事は、本協議会の会計及び業務内容を監査する。

(役員任期)

第17条 本協議会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 現役員任期期間中に新たに選出された役員任期は、現役員残任期間とする。

(役員辞任)

第18条 役員が任期途中で辞任する場合、役員会に辞任願を提出し役員会の承認を得るものとする。

(役員解任)

第19条 役員として不相当と認められる相当の事由が生じたときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

第4章 相談役・顧問

(相談役・顧問)

第20条 本協議会には相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 相談役及び顧問の任期は現役員と同じとする。

4 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ、又会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(総会種別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第22条 総会は、本協議会の会員及び準会員をもって構成する。

(総会開催)

第23条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事から請求があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。あわせて、構成員に対しても文書の掲示等により周知しなければならない。
- 4 通常総会は毎年5月末日までに開催する。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、期日までに開催ができないときは、役員会の決定により、通常総会（会員が一堂に会し議決権を行使する方式）以外の方法により開催するか、又は、期日を延期することが出来る。
- 6 通常総会以外の方法による総会開催の場合は、その方法等の詳細は、役員会の決定による。

(総会の定足数)

第25条 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は会長が行う。

(総会の議決)

- 第27条 総会の議事は出席した会員の代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 会員の議決権については会員の代表者が1議決権を有する。
 - 3 総会の議決における個人会員の議決権については、会員全員をもって1単位とし1議決権を有するものとする。

(総会の審議事項)

- 第28条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。
- (1) 地域づくり計画に関すること。
 - (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
 - (3) 規約の改廃の決定に関すること。
 - (4) 役員決定、解任に関すること。
 - (5) 本協議会の解散に関すること。
 - (6) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 29 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 通常総会及び臨時総会は、構成員であれば誰でも傍聴することができる。その場合、役員及び会員代表者以外の者は、議長の許可を得て意見等を発言することができる。

3 総会の議事については、その議事録を作成し、会員に周知する。

第 6 章 代表者会議

(代表者会議の構成)

第 30 条 代表者会議は、本協議会の会員及び準会員の代表者をもって構成する。

(代表者会議の招集と議長)

第 31 条 代表者会議は、会長が招集する。

2 代表者会議の議長は、会長が行う。

(代表者会議の審議事項)

第 32 条 代表者会議は、会員及び準会員が意見、提案等を行うとともに、相互の情報交換の場とするものとする。

2 代表者会議は、次の事項を審議事項とし、決定することができる。

- (1) 役員会で審議した事項に関すること。
- (2) 役員会で決定した事項に関すること。
- (3) 総会に付議する事項に関すること。
- (4) 会員の相互連絡に関すること。
- (5) その他、総会の議決を要しない本協議会の活動に関すること。

(代表者会議の議決)

第 33 条 代表者会議の議事は出席した会員の代表者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会員の議決権については会員の代表者が 1 議決権を有する。

3 代表者会議の議決における個人会員の議決権については、会員全員をもって 1 単位とし 1 議決権を有するものとする。

(代表者会議の公開)

第 34 条 代表者会議は、公開を原則とし、構成員であれば誰でも傍聴することができる。その場合、役員及び会員代表者以外の者は、議長の許可を得て意見等を発言することができる。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第35条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事は役員会において議決権を行使することはできない。

(役員会の招集と議長)

第36条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員の数分の5分の1以上の者は、会長に対し、目的たる事項を示して役員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 役員会の議長は、会長が行う。

(役員会の定足数)

第37条 役員会は、役員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(役員会の審議事項)

第38条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる時間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第8章 部会

(部会の構成)

第39条 本協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(部会の役割)

第40条 部会は、第6条に規定する事業の企画、調整及び執行を担う。

- 2 部会の会議は、担当部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。
 - (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
 - (3) その他担当部会運営等に関すること。

第9章 会計及び監査

(経費)

第41条 本協議会の経費は、市交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第42条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度にあつては、発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第43条 本協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 帳簿の保存年限は、事業年度を終了した日から起算して5年とする。
- 3 構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第44条 監事は会計年度終了後、速やかに会計及び業務監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第10章 その他

(個人情報の保護)

第45条 本協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、第2条に規定する本協議会の目的以外に利用してはならない。

(帳簿の整備)

第46条

本協議会は、第43条に定めるものの他、事業等の実施について必要な帳簿等を整備する。

- 2 帳簿の保存年限等は、第43条2項・3項を準用する。
- 3 保存が必要な帳簿等についての詳細は別に定める。

(委任)

第47条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(細則)

第 48 条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成 27 年 4 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 本協議会設立時においては、本協議会設立準備会の全役員が本協議会の役員に引き続き就任する。

制定 平成 27 年 4 月 11 日

改定 平成 28 年 8 月 27 日

改定 平成 30 年 4 月 28 日

改定 令和元年 11 月 23 日

改定 令和 2 年 7 月 25 日